

法務行政における国際協力の推進

令和 6 年度法務省政策評価書

～令和 2 年度から 5 年度までの活動状況と今後の方向性～

令和 6 年度政策評価（総合評価方式）

政策所管部局：法務省法務総合研究所

評価担当部局：法務省大臣官房秘書課

目次

- 1 評価の概要
- 2 法務行政における国際協力の推進
 - － 法務行政における国際協力の推進に向けた取組の背景
 - － 法務行政における国際協力の推進の全体像と目的
- 3 開発途上国の法制度整備支援の状況
- 4 法制度整備支援の基盤強化の状況
- 5 国際研修の実施の状況
- 6 国連等との連携・協力の状況
- 7 全体の状況・今後の方向性

1

評価の概要



法務行政における国際協力の推進に関して、次のような成果の兆しが見られる。

- 支援国に寄り添った内容・方法の支援を実施し、継続的な依頼を受けている。
- 国際研修の満足度は100%に近づきつつあり、日本に対する高い信頼関係の構築につながっている。

一方、我が国における法務行政における国際協力の推進に関して次のような課題が明らかになりつつある。

法整備支援に
おける体制構
築・強化

- ・ 支援対象国（国際協力活動の相手国）からのニーズが多様化。
 - ・ 先端的な分野への依頼もあり、今後も増加が見込まれる。
- 支援対象国のニーズに応えられる体制構築が課題となる。

国際研修参加
者とのネット
ワークの強化

- ・ 国際研修の満足度は高い水準に達している。
- ・ 今後は、アラムナイ（研修卒業生）ネットワークをより強化し、研修後も我が国との友好な関係性を継続することが望まれる。

2

法務行政における国際協力の推進



一 法務行政における国際協力の推進に向けた取組の背景

法務行政における 国際協力の必要性

- ・ 国際社会の平和と安全のためには、各国での法の支配の確立と良い統治（グッドガバナンス）の実現が欠かせない。法の支配の対極が「人による支配」であり、独裁政権における他国への軍事侵攻など、国際社会の平和を脅かす事例が後を絶たない。
- ・ アジア諸国では法整備や運用を支える人材・体制が不十分な国があり、先進諸国の支援を必要としている。

我が国に支援が 求められる背景

- ・ 我が国では、明治期に欧州、戦後にアメリカの法制度を我が国の実態に沿う形で導入している。こうした経験から、押しつけではない、**各国の事情に応じた法制度・運用の導入支援が期待**されている。
- ・ 我が国は「法の支配」が社会に定着しており、治安も良い。

アジア等の開発途上国では、法令や制度運用の不備、法律実務家の人材育成の遅れなどにより、社会・経済の円滑な発展が阻害されている。

・ カンボジアはボルポト政権下の粛正により法律実務家が枯渇した歴史の影響を受け、今なお裁判官・検察官に代表される法律実務家の人材育成に大きな課題。

・ ラオスは未だ基本法令や制度整備の途上にあり、法理論も未発展である上、法律実務家の育成にも大きな課題。

アジア等の開発途上国において、捜査・裁判・犯罪者処遇等に係る法令や実務的な運用の不備により、犯罪防止対策が不十分になっている。

・ 南スーダンでは、汚職犯罪を捜査する汚職対策機関が全く機能しておらず、また、国境を越える犯罪で国外に移転した財産の回復に関する国内法も存在しない。

・ 東ティモールでは、刑務所内で犯罪者の特性に応じた体系的な処遇プログラムが存在しない。

各国の現状や問題点を把握し、適切に法制度整備支援を推進していく必要がある。

一 国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）の取組の背景

国連アジア極東犯罪防止研修所の設立の背景

- ・国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）は、「犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに関する国際連合と日本国政府との間の協定」（昭和36 年条約第四号）に基づき、1962年に設置された。
- ・1970年の交換公文により、UNAFEI運営のための予算と職員は以後日本政府が負担。
- ・法分野の専門的機関であるため、外務省との協議により、法務省が当初から所管。

国連アジア極東犯罪防止研修所の役割・目的

- ・刑事司法分野につき、アジア・アフリカ諸国等開発途上国の刑事司法実務家に対し、犯罪防止や犯罪者処遇等に関する各国の取組への支援、人材育成等の多国間の国際研修を行っている。
- ・また、ウィーンの国連薬物・犯罪事務所（UNODC）と緊密な連携を取りながら、国連の目指すグローバルな犯罪防止や犯罪者処遇に関する政策の立案・実施に協力し、持続可能な開発目標（SDGs）の推進に努めている。

近年の刑事司法分野における諸課題

- ・近年の刑事司法分野は、人身取引、テロリズム、組織犯罪、腐敗防止などの多数の方向にさらに細分化。
- ・ITの発達により、サイバー犯罪でなくても、SNS等のインターネット上のコミュニケーションツールや暗号資産などの新しい技術に対応した捜査・公判活動が必要。
- ・すなわち、研修を提供するに際して、幅広い分野につき、高度な専門性が要求される。

国際連合を始めとした国際機関等と連携して、刑事司法分野の課題に対応する必要がある。

一 法務行政における国際協力の推進の全体像と目的

法務行政における国際協力の推進の全体像と目的は以下の通り。

法務総合研究所国際協力部（ICD）が実施		国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）が実施	
目的	開発途上国の 法制度整備支援	法制度整備支援の 基盤強化	国際研修の実施
	国連等との連携・協力		
	支援対象国の法の支配の確立、社会経済の発展や犯罪防止等が進展する	法制度整備支援を継続的に進められるようになる	刑事司法分野における各国の能力強化・人材育成とともに、国際的なネットワークが構築・維持される結果、各国の刑事司法制度の発展と相互協力が実現する
取組の方向性	各国の実情に応じ、法令の整備や制度の運用改善・人材育成を支援する	法制度整備支援や国際法務に関心のある国際法務人材を確保・育成 多様なニーズに応える法制度整備支援の基盤を作る	各国の実務家を対象に、国際連合の重要施策や刑事司法分野における課題について、国際研修を実施する
	国連等の国際機関との関係を構築する 会議等を通じ、最新の国際動向の収集や我が国の知見や経験を発信		
取組内容	裁判官、検事、弁護士等の専門家の派遣 各種研修、現地セミナーの実施 共同調査研究の実施	人材発掘・育成研修の実施 専門家会議の開催 法制度整備支援に関する情報の共有・広報	捜査・検察・裁判・矯正・保護分野の研修・セミナーの実施を通じて、各国の知見・経験を共有するとともに、国際的な課題及びその対策について討議する
	国連等が主催する会議への参加、共催、ワークショップの企画運営		

3

開発途上国の法制度整備支援の 状況



一 開発途上国の法制度整備支援の目的と取組

専門家（裁判官、検事、弁護士等）の派遣、研修の実施、共同調査研究の実施を通じて、各国の実情に応じた法整備の支援を実施している。

目的

支援対象国の法の支配の確立、社会経済の発展や犯罪防止等の進展

活動

相手国の要請等に応じた支援の実施

活動
目標

支援対象国において、**基本法令と運用
する関係機関の制度が整備される**

支援対象国において、
法曹実務家等の人材が育成される

- ・ 裁判官、検事、弁護士等の専門家の派遣
- ・ 各種研修、現地セミナーの実施
- ・ 現地調査、共同研究の実施

期間
中の
取組



本邦研修の様子
(インドネシア)



現地セミナーの様子
(スリランカ)



共同研究の様子
(韓国)

一 開発途上国の法制度整備支援の取組状況

長期専門家の派遣は継続的に7名を派遣できている。

研修の規模は増加傾向にあり、対面研修に戻したR4年からは満足度も上昇傾向が見られた。

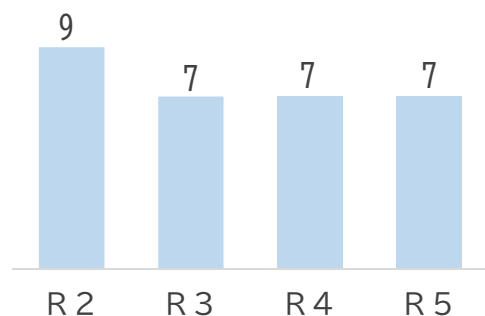
狙い

派遣した専門家等により、
法令の整備、法執行機関の強化を含む法制度の運用改善、法律実務家の人材育成、
など、各国の実情に応じた支援を行う。

指標

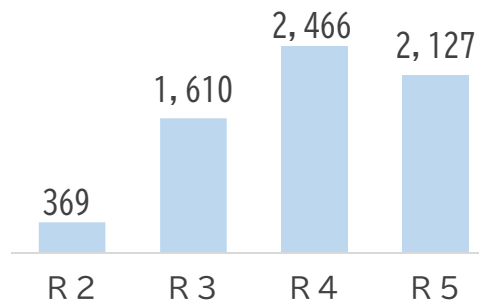
長期専門家の派遣

現在は7名を派遣
内訳は、裁判官2名、
検事4名、民事局1名



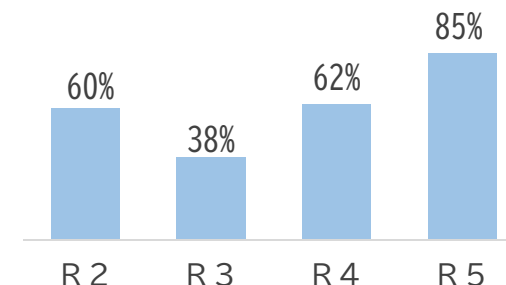
研修の延べ人日

研修の延べ人日は増加傾向



研修の満足度

コロナ禍のR3年はオンラインで実施
R4年からは対面研修に戻し、研修の満足度も回復



一 開発途上国の法制度整備支援の取組状況（R5の実施状況）

令和5年度では、11カ国で以下のようなプロジェクトを実施している

	プロジェクトの目的	長期専門家の派遣	WG・セミナーの実施回数	法令起草	法令等の解説書等の作成状況
スリランカ	刑事司法実務の改善、特に刑事訴訟の遅延解消	0	3	0	1
バングラデシュ	司法関係機関職員の実務能力の改善	0	0	0	0
ベトナム	法規範文書制度の質と効果的な執行の向上	2	6	0	6
カンボジア	裁判官・司法関係者の民事法に関する解釈・適用能力を向上するため、教育体制の強化	2	6	2	1
ラオス	法・司法分野の中核人材が、 ①基本法令の法理論の構築研究、同理論に基づく法の運用・失効、法令および実務の改善の各能力を習得 ②研究成果を関係者と共有し持続的な活動支援実施体制を具体化 質の高い法律実務家を養成できる国内体制構築	1	19	1	9
モンゴル	商法起草支援、協力覚書に基づく支援（刑事司法制度や犯罪白書に関する知見の共有）	0	3	1	0
インドネシア	ドラフター（法案起草・法案審査担当者）の能力向上、知財事件等ビジネス関連事件における裁判官の能力向上	2	11	0	4
ウズベキスタン	ウズベキスタンの司法・行政改革の流れに合わせた支援を実施	0	13	1	1
東ティモール	法案起草能力を上位目標とする支援を実施、個別法の起草を題材とした支援等	0	1	0	0
ネパール	民法・刑事関連法の運用、民事訴訟実務の改善	0	2	0	2
ミャンマー	市場経済化・外国投資の促進に資する司法インフラの改善、法務・司法関係機関の能力向上、迅速かつ適切な紛争解決を図る司法制度の構築	0	0	0	0

※2021年2月のクーデター後活動停止、2023年5月末に期間満了に伴い終了

ー アウトカム：支援対象国において、基本法令とそれを運用する司法関係機関の制度が整備
法曹実務家等の人材の能力が向上

起草支援を通じて、法制度の成立に寄与している。セミナーやマニュアル作成を通じて、職員の能力が向上したという声も聞かれる。

今後は支援国からの要望が先端化・多様化しつつあることを踏まえ、持続的な体制整備が課題となる。

法制度の成立事例（近時の例）

ラオス

2018年 民法典

東ティモール

2022年 不動産登記法、地籍情報法

スリランカ

2022年 刑事訴訟法改正（公判前手続の導入）

セミナー・マニュアルによる成果（支援国の声）

インドネシア

「法制執務Q & A 中央編・条例編、知財分野の判決集が実務で非常に役立っている」

スリランカ

「セミナーで法曹三者が一同に会し新制度の実施方法を協議できたのは史上初であり大きな成果」

支援国からの要望例

先端的な要望例

- ・ 司法手続の I T 化支援
- ・ 知的財産分野に関する支援
- ・ 国際分野（国際私法、国際取引法等）に関する支援

多様な要望例

- ・ 行政手続の効率化支援（I T 化を含む）
- ・ A D R（裁判外紛争解決制度）支援
- ・ ビジネスと人権に関する支援（司法アクセスを含む）

今後は、先端・多様化する支援依頼に応えられる体制や支援方法への検討が必要

4

法制度整備支援の基盤強化の状況



一 法制度整備支援の基盤強化の状況

広報活動や情報共有の場の構築、育成研修を通じて、継続的な法制度整備支援の体制構築を目指している。

目的

法制度整備支援を持続的に行える体制を構築する

活動

国際法務人材の育成と関係機関との連携強化

活動
目標

法制度整備支援に対する
理解・関心を高める

高度化・多様化する支援ニーズに対応するため国内
支援体制の強化、新たな国際法務人材の育成・拡充
等が図られる（オール・ジャパン体制構築）

期間
中の
取組

- ・ 人材発掘、育成研修の実施
- ・ 専門家会議の開催
- ・ 法制度整備支援に関する情報の共有・広報



国際人材育成研修の様子



法整備支援連絡会の様子



機関誌「ICDニュース」

一 法制度整備支援の基盤強化の取組状況

人材育成研修の育成は継続的に実施しており、広報活動は中学生から法曹関係者まで幅広く実施している。

狙い

法制度整備支援や国際法務に関心のある国際人材を確保、育成する
多様なニーズに応える法制度整備支援の基盤を作る

指標

人材育成研修等の実施

	開催回数	対象数
人材育成研修	1回	7名
法整備支援へのいざない	1回	142名
司法修習の選択型プログラム	1回	8名
インターンシップ	2回	9名

関係機関との会議の開催件数

法整備支援へのいざない	142名 現地参加：10名 オンライン参加：132名
	R5年度
法整備支援連絡会	76名 現地参加：60名 オンライン参加：16名
	R5年度

広報活動の実施件数

	件数	対象数
中学生職場体験	1件	3名
大学生見学	2件	34名
司法修習生見学	2件	115名
その他見学	5件	180名
外部講義	13件	約310名
新聞等取材	4件	4機関
広報誌	4件	2,558部

- ー アウトカム：法制度整備支援に対する理解・関心が広まる
高度化・多様化する支援ニーズに対応するため国内支援体制の強化、新たな国際法務人材の育成・拡充等が図られる（オール・ジャパン体制構築）

広報活動を通じ、法制度整備支援への理解・関心は増加傾向が示唆される。
今後の法制度整備支援への対応等については、課題が見られた。

人材育成研修の参加者の声

- ・ 現に活動している長期専門家から直接話を聞いたり、現地の裁判を傍聴する中で、日本との制度の違い、支援を進めていくことの難しさなどを知ることができた。
- ・ 法制度整備支援の内容を詳しく知ることができ、現場を自分の目で見ることができたことが良かった。

法整備支援へのいざない

- ・ 現地で働いている方や、働いた経験がある方から、やりがいや経験の活かし方など、リアルな話を伺うことができ、理解が深まった。
- ・ 「法整備支援ってなに？」という状態で参加したが、わかりやすく法整備支援について具体例を踏まえて学ぶことができたので、非常に有益だった。

今後の法制度整備支援への対応等に関する声（組織内職員、派遣経験者等）

組織内職員の感じている課題

- ・ 個人の知識や経験を組織の知見として蓄積するシステムが十分に構築されていない。
- ・ 国際協力業務を複数回経験できるようにし、経験者による指導等を充実させるべき。

派遣経験者等の声

- ・ 支援ニーズの高度化・多様化に伴い、国内支援体制の一層の強化が必要。
- ・ 経験者等の活用と共に、次代を担う新たな国際法務人材の育成・拡充が必要。

今後は、国際化・IT化に伴い高度化・多様化する法制度整備支援に対応するため、国内支援体制の強化、新たな国際法務人材の育成・拡充等についての検討が必要。

5

国際研修の実施の状況



－ 国際研修の実施の状況

国連アジア極東犯罪防止研修所を通じ、各国の能力向上を図っている。

日本のおもてなしを尽くした受け入れを行っており、参加者との良好な関係を構築している。

目的

刑事司法分野における各国の能力強化・人材育成とともに、国際的なネットワークが構築・維持される結果、各国の刑事司法制度の発展と相互協力が実現する。

活動

国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修

活動 目標

各国の知見・経験が共有されるとともに、国際的な課題及び対策について認識が共有される

研修に参加した各国の刑事司法実務家相互及び日本と良好な関係構築

期間 中の 取組

- 各国の捜査・検察・裁判・矯正・保護の実務家を対象とした、刑事司法分野の研修・セミナーを実施



国際研修の様子



国際研修における
グループワークショップの様子

－ 国際研修の実施の取組状況

コロナ期間の研修実施は困難であったが、現在は通常どおりの対面による集合研修を実施できている。研修では高い満足度を更新し続けている。

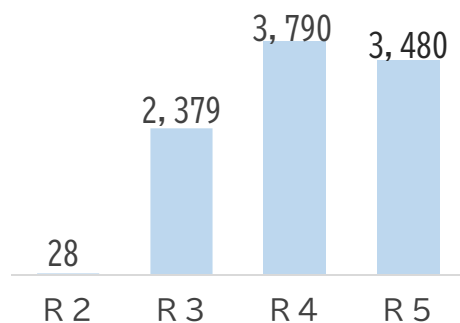
狙い

各国の実務家を対象に、国際連合の重要施策や刑事司法分野における課題について、国際研修を実施する

指標

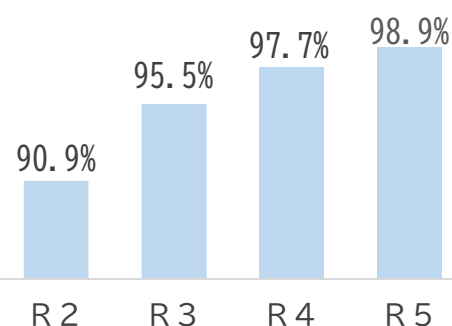
研修の延べ人日

コロナ以降、研修参加の延べ人日は回復傾向にある。



研修参加の満足度

研修満足度は100%に近付きつつある。



教材・マニュアル・執務参考資料等の作成

作成数

37件

R5年度

提供国数

5か国

R5年度

- ― アウトカム：刑事司法分野における各国の能力強化・人材育成がなされ、国際的なネットワークが構築・維持

国際研修の満足度は高い水準で増加傾向にあり、国連アジア極東犯罪防止研修所の持つノウハウの磨き上げが見られ、今後も維持が望まれる。

一方、今後は満足度向上の次の段階を進めていく必要があり、研修卒業生のネットワーク（アラムナイ・ネットワーク）の活用・発展が望まれる。

各国の研修参加者が高い満足度を得る

帰国後、研修参加者が研修で得た知識を活用し、各国の実務や制度の改善に貢献

研修参加者のネットワークにおいて、研修の知見活用や制度改革についての経験が共有され、ネットワークに所属する研修員の更なる能力向上

継続的なネットワークを運営し、参加者の継続的な関係性を維持するとともに、継続的に能力向上につながる情報を共有



第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都 kongress）における、研修卒業生のネットワーク強化のサイドイベントの様子

6

国連等との連携・協力の状況



一 国連等との連携・協力の状況

国連等の会議に参加し、最新の国際動向を収集するとともに、我が国の知見を共有している。
国連や国際機関等と会議等を共催し、国際機関との関係を構築している。

目的

刑事司法分野における各国の能力強化・人材育成とともに、国際的なネットワークが構築・維持される結果、各国の刑事司法制度の発展と相互協力が実現する。

活動

国際連合等との連携

活動目標

国連や国際機関等と知見・経験が共有され、UNAFEIの刑事司法分野での専門性が向上

国際機関との良好な協力関係構築

期間中の取組

- ・ 国連等主催の会議の参加を通じての情報収集及び発信
- ・ 国際機関等との会議やワークショップの共同企画運営
- ・ 国際機関との協力覚書締結



第32回会期国連犯罪防止・刑事司法委員会



日ASEAN特別法務大臣会合特別イベント「法遵守の文化の比較と検討」

R5年度参加会議（一部）

第32回会期国連犯罪防止・刑事司法委員会

日ASEAN特別法務大臣会合特別イベント「法遵守の文化の比較と検討」

再犯防止国連準則政府間専門家会合

国連犯罪防止刑事司法プログラムネットワーク機関間調整会議

第41回アジア太平洋矯正局長等会議

ウクライナ汚職対策タスクフォース第一回専門家会合

国連地域間犯罪司法研究所及び国連アジア極東犯罪防止研修所による共同研究「単独犯による無差別殺傷事案に関する研究」に係る専門家会合

第1回ASEAN地域矯正会議

— 国連等との連携・協力の取組状況

国際連合主体の会議への参加を通じて、連携・協力を行っている。

国際会議における積極的な発信により、我が国知見の共有と国際協力の基盤の醸成を図っている。

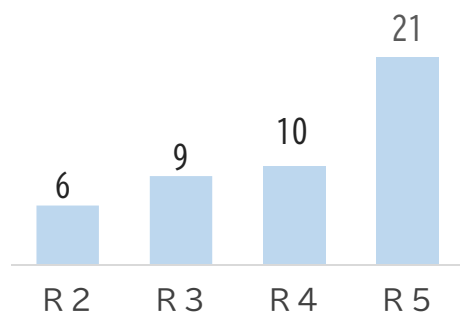
狙い

国連等の国際機関との協力覚書の締結等による関係構築
会議等を通じた国際的動向の収集、我が国の知見や経験を他国に伝える。

指標

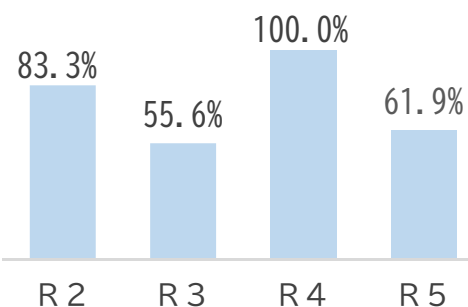
国際会議等への 参加回数

会議への参加回数は
増加傾向にある。



国際会議等での 発信割合

国際会議等では、我が国の知見や経験を積極的に発信している。



協力覚書の締結状況・ 国際機関等と共催イベント

協力覚書等の
締結状況

1件

R5年度

国際機関等との
会議共催数

2件

R5年度

国際機関等との
会議：参加人数

28名

R5年度

7

全体の状況・今後の方向性

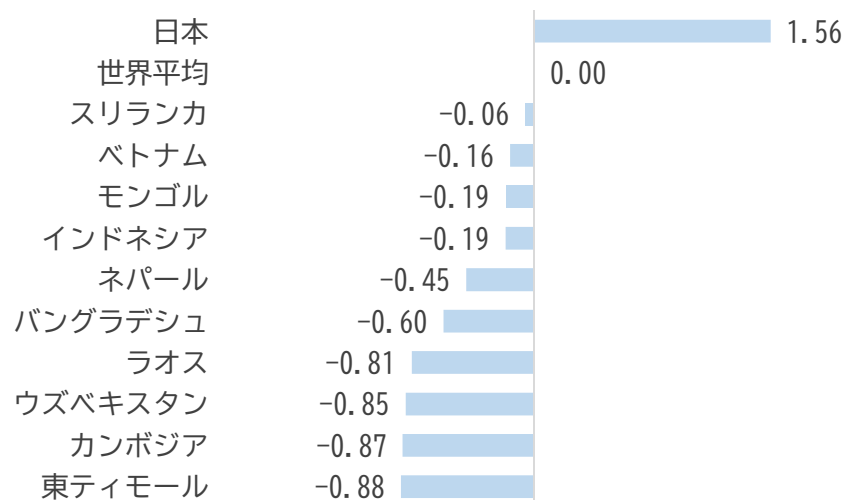


ー 全体アウトカム：支援対象国の法の支配の確立、経済・社会の発展や犯罪防止対策等が進展する

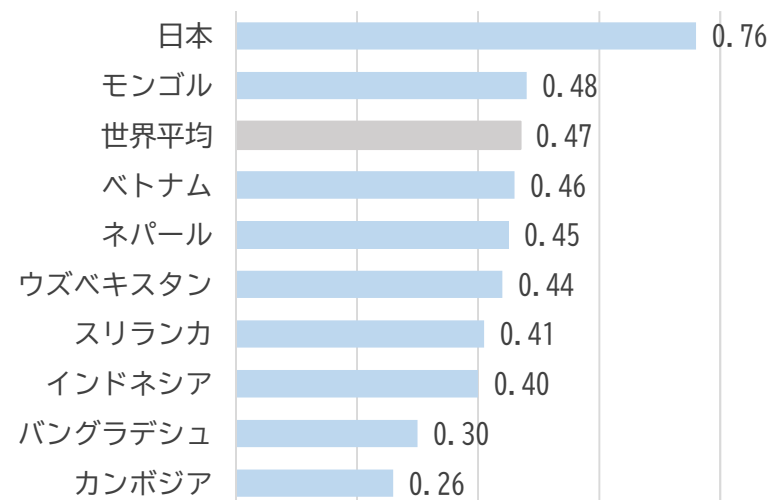
法の支配に関する各国データを収集している国際団体の調査によると、2023年時点で法制度整備支援の対象であるアジア諸国の指標¹は低い傾向が見られる。

引き続き、継続的な支援が必要と考えられる。

参考：World Bankによる法の支配指標
WGI Rule of Law (2022)²



参考：World Justice Projectによる法の支配
指標：Criminal Justice (2023)³



1. これらの指標は参考指標であり、本政策における目標指標には設定していない。各国事情に応じた支援を行っており、当該指標の改善自体を目的とはしていない。また、各指標の出典には国際比較や、より長期での推移を見るためのものと記載があり、各国の成果指標とする際には各国の実情に応じた指標やデータ作成が求められる。
2. Daniel Kaufmann and Aart Kraay(2023) “Worldwide Governance Indicator, 2023 Update” (www.govindicators.org), 2024/1/29. 指標は-2.5から2.5の範囲を推定しており、誤差も含む。多国間比較の際には相対的な順位で表示されることもある。
3. World Justice Projectでは、0から1の範囲をとる指標を作成している。なお、ラオスと東ティモールは調査対象外となっている。
<http://www.worldjusticeproject.org/rule-of-law-index/> より作成。

ー 全体アウトカム：刑事司法分野における各国の能力強化・人材育成がされ、国際的なネットワークが構築・維持される

・これまで144の国・地域から6,500人以上の刑事司法実務家が参加

アジア	3,280	大洋州	232	アフリカ	776	北・南アメリカ	339
1 アフガニスタン	39	35 オーストラリア	3	71 アルジェリア	8	113 アンティグア・バーブーダ	2
2 バングラデシュ	98	36 フィジー	61	72 ボツワナ	13	114 アルゼンチン	7
3 ブータン	28	37 キリバス	2	73 ブルキナファソ	19	115 バルバドス	3
4 ブルネイ	27	38 マーシャル諸島	5	74 ブルンジ	1	116 ベリーズ	12
5 カンボジア	72	39 ミクロネシア	2	75 カメルーン	6	117 ボリビア	2
6 中国	270	40 ナウル	2	76 チャド	20	118 ブラジル	86
7 香港	82	41 ニュージーランド	2	77 コートジボワール	46	119 チリ	9
8 インド	104	42 パラオ	3	78 コンゴ民主共和国	37	120 コロンビア	15
9 インドネシア	248	43 パプアニューギニア	87	79 ジブチ	1	121 コスタリカ	19
10 イラン	42	44 サモア	20	80 エジプト	34	122 キューバ	1
11 イラク	38	45 ソロモン諸島	11	81 エチオピア	7	123 ドミニカ共和国	4
12 ヨルダン	17	46 トンガ	20	82 ガボン	2	124 エクアドル	7
13 大韓民国	119	47 パヌアツ	9	83 ガンビア	3	125 エルサルバドル	13
14 ラオス	98	48 クック諸島	5	84 ガーナ	8	126 グレナダ	1
15 レバノン	2			85 ギニア	9	127 グアテマラ	9
16 マレーシア	197	ヨーロッパ・ユーラシア	262	86 ケニア	256	128 ガイアナ	6
17 モルディブ	53	49 アルバニア	4	87 レソト	3	129 ハイチ	1
18 モンゴル	19	50 アルメニア	4	88 リベリア	1	130 ホンジュラス	17
19 ミャンマー	106	51 アゼルバイジャン	4	89 リビア	1	131 ジャマイカ	12
20 ネパール	246	52 ボスニア・ヘルツェゴビナ	2	90 マダガスカル	5	132 メキシコ	6
21 オマーン	5	53 ブルガリア	2	91 マラウイ	14	133 ニカラグア	2
22 パキスタン	116	54 エストニア	1	92 マリ	25	134 パナマ	27
23 パレスチナ	13	55 ジョージア	3	93 モーリタニア	19	135 パラグアイ	15
24 フィリピン	334	56 ハンガリー	1	94 モーリシャス	6	136 ペルー	33
25 サウジアラビア	17	57 カザフスタン	31	95 モロッコ	10	137 セントクリストファー・ネービス	2
26 シンガポール	94	58 キルギス	37	96 モザンビーク	5	138 セントルシア	3
27 スリランカ	167	59 ラトビア	1	97 ナミビア	12	139 セントビンセント及びグレナディーン諸島	2
28 台湾	21	60 リトアニア	1	98 ニジェール	21	140 トリニダード・トバゴ	2
29 タイ	389	61 北マケドニア	3	99 ナイジェリア	33	141 アメリカ(ハワイ)	1
30 東ティモール	22	62 モルドバ	5	100 南スーダン	8	142 ウルグアイ	4
31 トルコ	8	63 モンテネグロ	1	101 セネガル	17	143 ベネズエラ	16
32 アラブ首長国連邦	1	64 ポーランド	1	102 セーシェル	5		
33 ベトナム	181	65 ルーマニア	1	103 シエラレオネ	4	144 日本	1,640
34 イエメン	7	66 セルビア	1	104 ソマリア	3		
		67 タジキスタン	74	105 南アフリカ	10		
		68 トルクメニスタン	8	106 スーダン	22		
		69 ウクライナ	26	107 エスワティニ	2		
		70 ウズベキスタン	51	108 タンザニア	27		
				109 チュニジア	3		
				110 ウガンダ	12		
				111 ザンビア	18		
				112 ジンバブエ	20		

合 計 6,529

UNAFEIの支援対象国

・アジア地域のみならず、大洋州、アフリカ、南米地域など世界の開発途上国（ODA対象国）が対象
・左数字は1962年からの累計

研修参加者が高位高官に昇進した例

・法務大臣（タイ）
・国際刑事裁判所判事（ペルー）
・最高裁判所長官（スリランカ）
・国際連合人権理事会議長（フィジー）
・首相（ネパール）

ー 今後の方向性

<法制度整備支援の基盤強化>

支援国に寄り添った支援内容・方法を行っている。

今後は多様・先進化する要望にどのように対応するのが課題。



支援国からの要望を踏まえつつ、継続的な支援体制の構築を具体的に検討。

組織としてノウハウをいかに蓄積・共有していくのか具体的に検討。

<国際研修の実施>

国際研修は高い満足度を達成している。

研修後のネットワークの維持・強化が課題。



研修卒業生のネットワーク（アラムナイ・ネットワーク）への継続的な働きかけ方を検討。